

The Hashima Chamber of Commerce & Industry

はしま会議所タイムズ



第338号
令和8年6月発行

羽島商工会議所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地 TEL<058>392-9664 FAX<058>392-6708
E-mail info@hashima-cci.or.jp URL https://hashima-cci.or.jp

ザ・ビジネスモールについて

ザ・ビジネスモールは、日本全国の企業を応援する商取引支援サイトです。日本全国の約580団体以上の商工会議所・商工会（登録団体）が会員事業所の経営支援を目的に共同で運営。商工会議所・商工会の会員企業同士のビジネスマッチングを促進します。

発注を頂けるように自社をPRしたい、自社の技術・強みを知ってもらいたい企業向けのサービスです。ビジネスパートナーを探したい、仕入先を見つけたい、複数の企業から見積りをもらいたい、販路を拡大したい企業向けのサービス「ザ・商談モール」（無料）。このサービスは、多くの会員事業所の方にご利用いただき、成約したとお喜びの声をいただいています。

ザ・ビジネスモールなら、365日毎日利用でき、オフィスだけでなく移動中の電車の中でもスマートフォンからもご利用いただくことができます。当所会員事業所の皆様は、ユーザー登録（無料）をしていたたければご利用いただけます。会員様向けの販路拡大支援サービスですので、ぜひご利用ください。



【パンフレット】
URL

<https://www.b-mall.ne.jp/guide/>



【ホームページ】
URL

<https://www.b-mall.ne.jp/viewdocument/?DocumentID=58191d2a914c6dae66371c9dcdc91b41>

通常議員総会を開催します

第66回 羽島商工会議所通常議員総会を次の日程で開催いたします。
議員の皆様方は、是非ともご出席いただきますようお願い申し上げます。

日時 令和8年6月25日（木） 11時00分より

場所 不二羽島文化センター 4階 401大会議室

議案

第一号議案 羽島商工会議所令和7年度事業報告の承認について
第二号議案 羽島商工会議所令和7年度収支決算の承認について

（監査報告）

第三号議案 羽島商工会議所副会頭の選任について

第四号議案 羽島商工会議所監事の選任について

会費納入のお願い

口座振替は6月30日（火）です。

6月は当商工会議所会費の納入月となっております。
令和8年度会費納付書を送付いたしましたので、6月30日までにお近くの金融機関（市内の場合手数料不要）又は、本所窓口にて納めていただきますようお願い申し上げます。
口座振替を希望された事業所につきましては、6月30日にご指定の預金口座より引落しさせていただきます。



- 2ページ：労働基準法改正について、外国人労働者問題啓発月間、中退共
- 3ページ：部会・青年部活動のお知らせ、保証協会感謝状授与、定期健康診断のお知らせ、はしま創業塾開催のご案内、源泉所得税「納期特例」のお知らせ
- 4ページ：羽島市くらし応援商品券取扱店舗の募集、無料相談窓口、金融情報、会報担当者からのひとこと

労働基準法改正 最新情報



40年ぶりの大改正、ポイントや企業への影響は?

労働法は現行からどう変わる?

項目	現行ルール	改正後 ※検討中の内容となります
連続勤務の上限規制 (14日以上連続勤務の禁止)	理論上は最大48日間の 連続勤務が可能	14日以上 の連続勤務を禁止
法定休日の 明確な特定義務	法定休日を特定する 義務はない	法定休日を事前に 特定することが義務化
勤務間 インターバル制度の義務化 (原則11時間)	特別措置法による 努力義務	原則として11時間の 休息時間の確保が義務化
有給休暇時の賃金算定に おける通常賃金方式の 原則化ルール明確化	いずれかの方法から計算する ①平均賃金 ②通常の賃金 ③標準報酬月額相当額	②通常の賃金が 原則の計算方法となる
つながらない権利に関する ガイドラインの策定	明確な法的規制はないが、 常態として勤務時間外であっても 業務連絡への対応を求められる	勤務時間外の 連絡についての ガイドライン策定が検討
副業・兼業者の 割増賃金算定における 労働時間通算ルールの見直し	事業主が異なる場合でも 労働時間を通算し、 割増賃金を計算	割増賃金の支払いに ついては通算を不要
法定労働時間週44時間の 特例措置の廃止	一部の業種で 法定労働時間を 週44時間とする特例措置	廃止予定
過半数代表者の選出	定義や選出方法は 法律上明確になっていない	選挙や投票など選出の 手続きを法律上明確に

労働基準法の約40年ぶりの大改正は、企業の人事労務管理に大きな影響を与える重要な転換点となります。

主要な改正項目として、連続勤務の上限規制、法定休日の特定義務、勤務間インターバル制度の義務化、有給休暇の賃金算定方法の明確化、つながらない権利に関するガイドライン、副業・兼業者の労働時間通算ルールの見直し、週44時間特例措置の廃止の7つが検討されています。これらの改正は、労働者の健康確保と働きやすい環境の整備を目的としていますが、企業にとっては、人件費の増加、勤怠管理の複雑化、システム改修などの対応コストが発生します。特にシフト制を採用している業種については、業務運営の抜本的な見直しが必要となる可能性があります。

改正法案の国会提出時期は未定ですが、法案が確定してから対応を始めるのでは、施行日までに準備が間に合わない可能性がありますので、今から準備を始めることが重要です。現状の勤務実態の把握、就業規則の見直し検討、勤怠管理システムベンダーへの情報収集などを進めることをお勧めします。

羽島商工会議所では専門の講師を招き、定期的に労働に関する個別相談会を実施しております。個別相談会で労働基準法の改正に備えて準備をしませんか? 次回は7月8日に開催致しますので、是非ご利用ください。また、その他開催日時等 詳細は4月号折込チラシ・当所HPをご覧ください。

労働個別相談会

会場 羽島商工会議所

講師 ぎふ働き方改革推進センター
専門相談員 近藤 義博氏

申込・問合せ先 羽島商工会議所 中小企業相談所
☎058-392-9664

日時 7月8日(水)

定員 各日3社

時間 13:00~16:00
(各社1時間程度 事前予約制)

参加費 無料

その他開催日時等 詳細は
4月号折込チラシ・当所HPをご覧ください。

人材の定着に
つながります!



- 国の退職金制度 ● 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単 ● パートさんの加入もOK
- 掛金の一部を国が助成

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索



(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

岐阜労働局からの
お知らせ

6月は「外国人雇用啓発月間」です

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場 ～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人(特別永住者等を除く。)の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークへ届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先: 岐阜労働局職業対策課 (☎058-245-1314)
又は最寄りのハローワーク

令和8年度 各部会・青年部活動状況

部会・青年部名	事業名	開催日	場所
繊維加工・卸部会	総会	6月22日(月)	西松亭
金融・保険部会	総会	6月22日(月)	羽島商工会議所
一般商業部会	総会	6月16日(火)	西松亭
運輸・通信部会	総会	6月29日(月)	羽島商工会議所
青年部	総会・勉強会	6月23日(火)	西松亭

繊維工業部会、一般工業部会、飲食・サービス部会、建設部会につきましては、決定次第各部会よりご案内を郵送にてご連絡させていただきます。

令和8年度定期健康診断のお知らせ

当所では、会員事業所の事業主、従業員を対象に定期健康診断を実施しております。早期発見・発病予防のため、年一度は健康診断を受けましょう。ぜひ福利厚生としてご利用ください。詳細は同封のチラシをご覧ください。所定の申込用紙にて期日までにお申込み下さい。

実施日 9月15日(火)～17日(木)
場所 羽島市民会館
申込期限 令和8年7月10日(金)

労働安全衛生法では、事業主が就業者に対して、年1回の検診を行うことが義務付けられています。



岐阜県信用保証協会 中嶋審議役(右)
羽島商工会議所 渡邊専務理事(左)

岐阜県信用保証協会より、令和7年度連携強化推進キャンペーンにおいて、県保証制度を積極的に取り扱ったことに対し、昨年度に引き続き12年連続で感謝状をいただきました。

V12 達成
感謝状をいただきました

- 会場** 羽島商工会議所
- 時間** 14:00～17:00
- 講師** コンサルティング・シスト 伊藤慎悟 氏 他
- 受講料** 5,000円/人
- 定員** 25名
- 対象者** 起業したい方、起業に興味がある方、創業して間もない方(創業後5年以内)
- 申込・問合せ先** 羽島商工会議所 中小企業相談所 ☎058-392-9664

※詳細は5月号折込チラシ・当所HPをご覧ください。

開催日程

7月11日	土曜日	創業の心構え
7月18日		販路開拓・マーケティング
7月25日		経営 労務・人材育成
8月1日		金融 創業者による経験談
8月8日		経理・財務
8月22日		経営戦略
8月29日		スキルアップ

経営の基礎から実践まで、創業に必要なすべてが学べます!

令和8年度
「はしま創業塾」
開催のご案内

源泉所得税「納期特例」のお知らせ

源泉所得税の「納期の特例」を申請している事業所では、1月から6月までの従業員の給与等に係る源泉所得税の納期限は7月10日です。6月中に支給する給与・賞与等の支払額が確定しましたら、お早めに手続きをお願いします。商工会議所では、源泉所得税の計算等に関する指導を行っています。どうぞお気軽にご相談下さい。

相談時に必要なもの

- 令和8年及び令和7年の源泉徴収簿。または、給与支払額がわかる物(給与明細書の控え等)
- 給与所得者の扶養控除等(異動)報告書
- 専用納付書(住所・氏名等が印字されているもの)

主な税制改正(所得税関係)

令和7年から基礎控除の見直し等により控除額等が変わりました。この改正により今年1月から徴収する税額が変更されているため、新しい源泉徴収税額表を使用します。詳しくは、国税庁のHPをご覧ください。

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
URL
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>



無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
金融 要予約	【日時】7月1日(水)10:00~12:00 【相談員】日本政策金融公庫
記帳	●夜間 記帳継続 【日時】7月8日(水)19:00~21:00 (できる限り20:30までにお越しください) 【相談員】税理士、本所職員
法律 要予約	【日時】6月24日(水)13:00~16:00 7月22日(水)13:00~16:00 【相談員】岐阜県司法書士会所属 司法書士 「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイスお気軽にご利用ください。
労働 要予約	【日時】7月8日(水)13:00~16:00 【相談員】ぎふ働き方改革推進支援センター 専門相談員 近藤義博氏
事業承継 要予約	【日時】7月21日(火)13:00~16:00 【相談員】中小企業診断士 片桐理恵氏

※開催場所は、すべて羽島商工会議所です。
 ※ご相談は面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。
 なお、予約メ切りは前週金曜日です。
 ※お申込みが無い場合は開催されないことがあります。

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

記帳や税務、その他なんでも相談承ります!

金融情報

金利のお知らせ (R8.6.1現在)

【日本政策金融公庫】 マル経資金……………2.60%
 普通貸付……………3.50~4.90%
 (※担保の有無等により異なる利率が摘要されます)

【県創業支援資金】……………2.00%
 信用保証料率 1500万円以下……………年0.15%
 500万円超2,000万円以下 年0.25%

【岐阜県小口融資制度】県小口Z融資……………1.60%
 (※県小口Z商工保証料は羽島市より1/3助成します。)

【お問合せ】 中小企業相談所 ☎392-9664

私達は環境保全に取り組み
 地域と共生を図り社会に貢献します



福寿工業株式会社

〒501-6274 羽島市小瀬町西小瀬4005番地
 TEL : 058-392-2111 FAX : 058-392-8723
 URL : <http://www.fukujuk.co.jp>

羽島市からの
 お知らせ

羽島市 暮らし応援商品券 取扱店舗の募集

羽島市では、物価高騰の影響を受けている市民や事業者の皆さんを支援するため、

「羽島市暮らし応援商品券事業」を実施しています。

取扱店舗の第一次募集(商品券配布時に同封する取扱店一覧チラシへの掲載受付)は終了しましたが、取扱店舗につきましては、現在も随時募集しています。

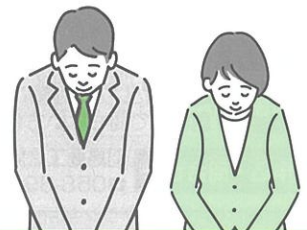


会報担当者からのひとこと

いつも会報を読んでいただき誠にありがとうございます。
 先月、会報作成に関する研修を受講し、「読んでもらえる会報づくり」について多くの学びを得ることができました。

今後は、「会報担当者からのひとこと」と題して、編集後記を継続して掲載していきたいと考えておりますので、毎月楽しみにしていただけるコーナーになればと思っております。

これからも、より親しみやすく、読みやすい会報作成に取り組んでまいりますので今後とも宜しくお願い致します。
 (N.M)



お中元 特別セール開催中

地方発送 持帰り すべて承ります。
 カタログご要望の方はご請求下さい。



ギフトプラザ BISHODO

〒501-6227
 羽島市正木町曲利1234
 TEL : (058) 391-166
 FAX : (058) 391-1677
 URL : <https://www.bishodo.net>

